

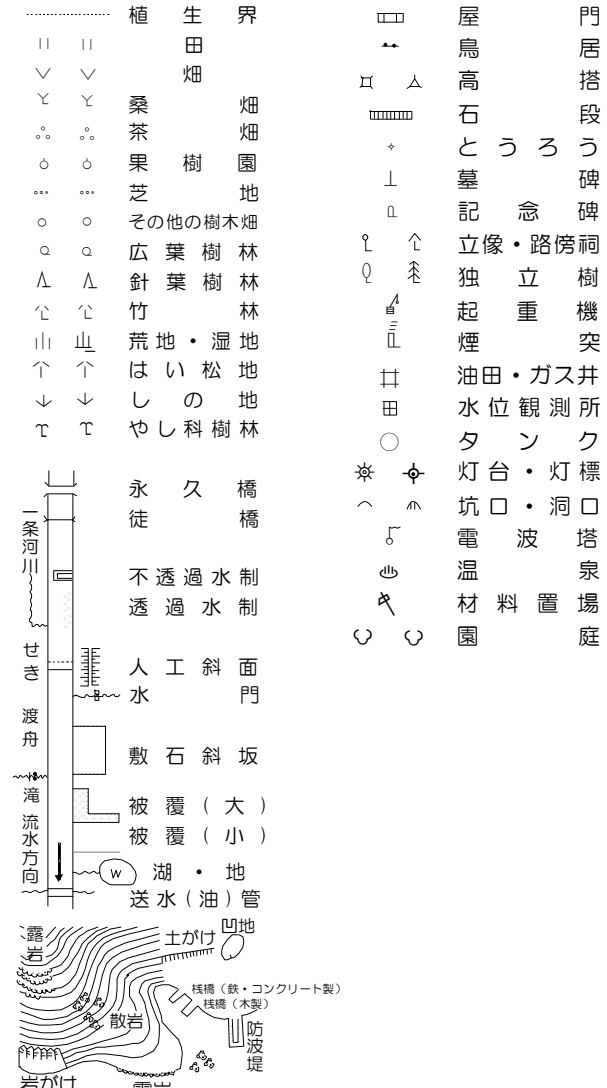
(注) この図面は令和5年9月29日現在の都市計画の概要を示すものであります。詳しくは三木市都市整備部都市政策課又は兵庫県都市計画課で閲覧してください。

凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域界
	市街化区域・市街化調整区域界
	図面参照 第一種低層住居専用地域
	図面参照 第二種低層住居専用地域
	図面参照 第一種中高層住居専用地域
	図面参照 第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	外壁の後退距離の限度1.0M
	地域境界線 <small>道路・河川・水路等中心 その他</small>
	容 積 界
	三木市都市計画道路
	都市計画公園
	その他公園境界線
	令和2年度D I D
	土地区画整理事業施行区域
	地区計画
	その他都市施設

第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域（建築物の高さの限度：10M）

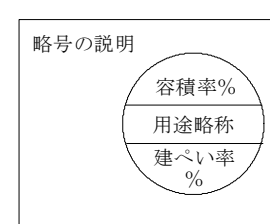
### 記 号

- △ 37.2 三角点
- 12.04 水準点
- 14.8 多角のある及び標石の根点
- 25.6 標石を有しない標高
- 18.7 図化機測定による標高
- 普通建物
- 普通無壁舎
- 堅牢建物
- 堅牢無壁舎
- == 真幅道路
- - - 徒歩道路
- - - 庭園路
- - - 建設中の道路
- == 並木
- == 普通鉄道
- 特殊軌道
- 索道
- - - 建設中の道路
- ← トンネル
- 道路・鉄道の高架部
- 送電線
- 都府県界
- 町指定都市の区界
- - - 区域界
- ハ いか
- 土



- 神社
- 寺院
- キリスト教会
- 学校
- 病院
- 警察官駐在所・交番
- 消防署
- 郵便局
- 工場
- 変電所
- 倉庫
- 火薬庫
- 揚排水ポンプ場
- 役場の出張所
- 官公庁
- 裁判所
- 検察庁
- 税務署
- 営林
- 公会堂・公民館
- 銀業安定所
- 職業保健所
- 協同組合
- 幼稚園・保育園

三木市建築行為等指導要綱第7条の規定により、緑が丘地区の第2種低層住居専用地域については、背後地間の外壁後退距離を1.0m以上とする。



凡 例	
	市街化調整区域 (与呂木青葉台地区)
	平成16年5月17日より施行

与呂木青葉台地区を除く市街化調整区域は建ぺい率60%、容積率100%とする。

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第2条の2第4項の規定に基づき「三木中央線周辺地区地区計画」の区域については、日影規制の対象区域から除く。